

各 位

会社名 株式会社デュアルタップ

代表者名 代表取締役社長 臼井 貴弘

(コード番号: 3469 東証 JASDAQ)

問合せ先 執行役員経営企画室長 小野 裕章

(TEL. 03-5795-2323)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」 (平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に 施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されま した。

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成28年9月29日開催予定の当社第10回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査等委員で関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- (2) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、監査等委員会設置会社への移行に合わせ、責任免除契約の規定を変更するものです。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 9 月 29 日 定款変更の効力発生予定日 平成 28 年 9 月 29 日

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款 変更定款案 第1条~第3条 (条文省略) 第1条~第3条 (現行通り) (機関) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の 機関を置く。 機関を置く。 (1) 取締役会 (1) 取締役会 (2) 監査役 (2) 監査等委員会 (3) 監査役会 (3) 会計監査人 (4) 会計監査人 (削除) 第5条~第17条 (条文省略) 第5条~第17条 (現行通り) (員数) (員数) 第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を 除く。)は、7名以内とする。 (新 設) 2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内 とする。 (選任方法) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外 の取締役を区別して株主総会において選任す る。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することが 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する できる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行 株主が出席し、その議決権の過半数をもって行 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないもの 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないもの とする。 とする。 (新 設) 4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締 役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総 会において補欠の監査等委員である取締役を 選任することができる。 5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任 (新 設) に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2年以内に終了する定時株主総会の開始の時 までとする。 (任期) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の任 業年度のうち最終のものに関する定時株主総 期は、選任後1年以内に終了する事業年度のう 会の終結の時までとする。 ち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。

現行定款

2. <u>増員または補欠</u>として選任された<u>取締役</u>の任期 は、<u>在任取締役</u>の任期の満了する時までとす る。

(新 設)

(新 設)

第21条~第22条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各</u>取締役及び各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - 2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで取締役会を開催すること ができる。

第24条 (条文省略)

(新 設)

第25条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬 等」という。)は、株主総会の決議によって定め る。

(取締役との責任限定契約)

第27条

(新 設)

変更定款案

- 2. <u>増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、<u>在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。
- 3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締 役の補欠として選任された監査等委員である 取締役の任期は、退任した監査等委員である取 締役の任期の満了する時までとする。

第21条~第22条 (現行通り)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があ るときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 (現行通り)

(重要な業務執行の委任)

第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定に より、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定 の全部または一部を取締役(監査等委員である 取締役を除く。)に委任することができる。

第26条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 取締役(取締役であったものを含む。)の同法 第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限 度において、取締役会の決議によって免除する ことができる。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、
取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)	取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)
との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任	との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責
を限定する契約を締結することができる。ただ	任を限定する契約を締結することができる。た
し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令	だし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、
が規定する額とする。	法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
(員数)	(削 除)
第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	
(選任方法)	(削 除)
第29条 監査役は、株主総会において選任する。	
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することが	
できる株主の議決権の3分の1以上を有する	
株主が出席し、その議決権の過半数をもって行	
<u>>.</u>	
(任期)	(削 除)
第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事	(13.1 1817)
業年度のうち最終のものに関する定時株主総	
会の終結の時までとする。	
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として	
選任された監査役の任期は、退任した監査役の	
任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役)	(削 除)
第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を	
選任する。	
(監査役会の招集通知)	(削 除)
第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各	
監査役に対して発する。ただし、緊急の必要が	
あるときは、この期間を短縮することができ	
3. Battle A B a B 7 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を	
経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役会規程)	(削 除)
第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の	· · · · ·
ほか、監査役会において定める監査役会規程に	
よ <u>る。</u>	
(監査役の報酬等)	(削 除)
第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定	
<u>める。</u>	

現行定款	変更定款案
(監査役との責任限定契約) 第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 監査役との間に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結することがで きる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限	(削 除)
度額は、法令が規定する額とする。 (新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第29条 当会社は、監査等委員会を置く。
(新 設)	(監査等委員会の招集) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前まで に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときは、この期間を短縮することが できる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ とができる。
(新 設)	(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、議決に加わることができる監査 等委員の過半数が出席し、その過半数をもって 行う。
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員 の中から常勤の監査等委員を選定することがで きる。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査等委員会において定める監査等 委員会規程による。
第36条~第41条 (条文省略)	第34条~第39条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)